



宜野湾市告示第 80 号

宜野湾市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 / 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳



宜野湾市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、これらの家庭の家事・子育て等を支援する宜野湾市子育て世帯訪問支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、宜野湾市とする。ただし、市長は、事業を適切に実施することができるかと認める者に当該事業の全部又は一部を委託することができる。

(支援対象者)

第 3 条 この事業の支援対象者は、本市に居住する者で、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めたものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不適当な児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童の保護者、保護者の養育を支援することが特に必要な児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦その他出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要な妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

(4) その他、事業による支援が必要な者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、前条に規定する支援対象者の家庭(以下「対象家庭」という。)を支援員が訪問し、次に掲げる支援等を行うものとする。

(1) 次のアからオまでに掲げる家事支援

ア 食事の準備及び片付け

イ 住居等の清掃及び整理整頓

ウ 衣類等の洗濯及び収納

エ 生活必需品の買物の代行

オ その他、日常的な家事に関して特に必要と認められるもの

(2) 次のアからカまでに掲げる育児・養育支援

ア 授乳・食事のサポート

イ おむつの交換及び排せつの介助

ウ 宿題の見守り

エ 入浴(もく浴)の介助

オ 保育所等の送迎

カ その他、日常的な育児に関して特に必要と認められるもの

(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴及び相談・助言(ただし、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。)

(4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供

(5) 支援対象者及び児童の状況並びに養育環境の把握

2 支援は、前項第1号若しくは第2号又はこれらを同時に行うことを基本とし、対象家庭の状況に合わせて同項各号に掲げる支援等を包括的に実施するものとする。

3 支援は、原則として支援対象者の在宅時に行う。ただし、保育所等の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は、支援対象者の同意を得て支援対象者不在時に支援を行うことができる。

4 第1項の支援の回数及び時間は、週1回で1回につき2時間以内を標

準とし、期間はおおむね1年以内とする。ただし、回数、時間及び期間については、対象家庭の状況に応じて判断するものとする。

(支援員)

第5条 支援員は、次の各号に掲げる欠格事項のいずれにも該当しない者で、本事業による支援を適切に実施できる者として適当であると市長が認めたものとする。

(1) 拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

2 市長は、支援員の質を担保する観点から、次の各号に掲げる支援員に対し、当該各号に掲げる研修を実施するものとする。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市長が認めた部分については、省略することができる。

(1) 全ての支援員 事業の目的、内容及び支援の方法並びに個人情報の適切な管理、守秘義務等についての研修

(2) 育児・養育支援を行う支援員 AED(自動体外式除細動器)の使用
方法、心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習(安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの)についての研修

3 第2条ただし書きにより事業の全部又は一部を委託する場合は、市長

は、宜野湾市子育て世帯訪問支援事業業務委託証（様式第1号）（以下、この項において「委託証」という。）を事業の受託者（以下「受託者」という。）へ交付する。受託者は、支援を提供する時は、支援員に委託証を携行させなければならない。

（利用の申請）

第6条 第3条に規定する支援対象者のうち事業の利用を希望するもの（以下「利用希望者」という。）は、宜野湾市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第2号）により市長に申請するものとする。

（利用の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて市の関係部署又は関係機関から利用希望者に関する対象家庭の情報を収集し、養育状況を把握した上で担当部署内にて協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議の上、事業の利用の可否を決定し、宜野湾市子育て世帯訪問支援事業利用通知書（様式第3号）により、利用希望者に通知するものとする。

（利用決定の変更）

第8条 市長は、前条の規定により利用の決定を受けた利用希望者（以下「利用者」という。）の利用決定の内容を変更する場合には、必要に応じて市の関係部署又は関係機関から利用者に関する対象家庭の情報を収集し、養育状況を把握した上で担当部署内にて協議を行い、変更の内容及び支援内容を検討するものとする。

2 市長は、前項に規定する検討を行い、利用決定の内容を変更することを決定したときは、宜野湾市子育て世帯訪問支援事業利用通知書により、利用者に通知するものとする。

（利用決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による利用の決定（前条第2項に規定する変更決定を含む。）を取り消すことができるものとする。

- (1) 利用者が第3条に規定する支援対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。
- (3) 利用者から利用の辞退の申出を受けたとき。
- (4) その他市長が利用することが適切でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消した場合は、宜野湾市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。

(費用の負担)

第10条 事業の利用料は、無料とする。ただし、支援員が代行する買い物等の費用及び交通費相当額については、利用者が負担し、支援員に支払うものとする。

(委託料)

第11条 第2条ただし書きの規定による受託者に対する委託料は別表のとおりとする。

(利用勧奨)

第12条 市長は、第3条に規定する支援対象者で利用の申請がなされていない者に対し、法第21条の18第1項の規定に基づき、事業の利用勧奨を行うことができるものとする。

(措置)

第13条 市長は、支援対象者に前条の利用勧奨を行ったにもかかわらず、対象家庭の状況に変化が見られず、やむを得ない事由により利用の申請を行うことが著しく困難であると認めた場合は、法第21条の18第2項の規定に基づき、支援を提供することができるものとする。この場合において、市長は、当該支援対象者に宜野湾市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書(様式第5号)を通知するものとする。

2 前項の規定により支援の提供を開始した後、支援対象者が第3条に規定する要件に該当しなくなった場合又は第1項の措置決定を受けた者から支援の拒否の申告があった場合は、市長は、宜野湾市子育て世帯訪問支

援事業措置解除通知書(様式第6号)により支援対象者に対し通知し、支援の提供を終了するものとする。

(協議会との連携)

第14条 市長は、事業を実施するに当たっては、宜野湾市要保護児童対策地域協議会と連携し、情報共有及び事業の推進を行うものとする。

(秘密の保持等)

第15条 事業に従事する者は、児童の最善の利益を実現させる観点から、児童及びその保護者等又は妊婦への対応に十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表(第11条関係)

宜野湾市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づく委託料

委託料区分	家事支援、育児・養育支援等費用 (利用時間1時間当たり)	諸経費 (訪問回数1回当たり)	キャンセル料 (当日キャンセルのみ) ※備考1	事務費・管理費(委託期間の月額) ※備考2

単価	2,500 円	1,860 円	2,500 円	20,000 円
----	---------	---------	---------	----------

備考 1 受託者都合のキャンセルは、キャンセル料の対象外とする。

2 支援実績がない月は、事務費・管理費の対象外とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（表面）

宜野湾市子育て世帯訪問支援事業 業務委託証

事業者名：

所在地：

宜野湾市子育て世帯訪問支援事業業務を上記事業者へ委託している
ことを証明する。

委託期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日 交付

宜野湾市長 印

（裏面）

（備考）

（注意）

- ・ 受託者は、支援を提供する時は、支援員に証を携行させなければならない。
- ・ 受託者は、この証を他人に貸与、または譲渡してはならない。
- ・ 受託者は、この証が不要となった時は、必ず返還しなければならない。

様式第 2 号（第 6 条関係）

宜野湾市子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

宜野湾市長 殿

支援対象者 住 所
氏 名
電話番号

宜野湾市子育て世帯訪問支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

同事業の利用に当たり、市長が受託者に対して必要な個人情報を提供すること及び受託者が市長に対して必要な個人情報を提供することについて同意します。

支援対象者	ふりがな		住所	〒 宜野湾市	
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生 (歳)	電 話		
同居家族	氏 名	続柄	生年月日 (歳)		備考
			年 月 日生 (歳)		
			年 月 日生 (歳)		
			年 月 日生 (歳)		
			年 月 日生 (歳)		
			年 月 日生 (歳)		
申請理由					
支援内容					
利用期間					

第 号
年 月 日

殿

宜野湾市長 印

宜野湾市子育て世帯訪問支援事業利用通知書

年 月 日付けで申請のあった宜野湾市子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり通知します。

決定内容		利用決定 ・ 利用変更 ・ 却下		
利用 の 決 定 ・ 変 更 の 場 合	利用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）		
	支援内容	支援の頻度	1 週当たり （ ）回 1 回当たり （ ）時間	
		支援の内容	家事支援 / 育児・養育支援	
却下の場合の理由				
備 考				

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

宜野湾市長 印

宜野湾市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書

年 月 日付けで決定した宜野湾市子育て世帯訪問支援事業の利用について、
下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

取消しの理由

様式第5号（第13条関係）

		第 年	月	号 日
殿				
宜野湾市長 印				
宜野湾市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書				
児童福祉法第21条の18第2項の規定により下記のとおり支援を提供しますので通知します。				
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生			
支 援 対 象 者 氏 名				
提 供 が 必 要 な 理 由				
提 供 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地				
主 な 支 援 の 内 容 (支援の内容、頻度、回数等)				
上 記 支 援 を 提 供 す る 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで			
備考				
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、宜野湾市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。） 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、宜野湾市長を被告として（訴訟において宜野湾市を代表する者は宜野湾市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。				

		第	号
		年	日
殿			
		宜野湾市長	印
宜野湾市子育て世帯訪問支援事業措置解除通知書			
年 月 日付け 第 号により決定した児童福祉法第21条の 18第2項の規定による支援の提供について、解除することにしたので通知します。			
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
支 援 対 象 者 氏 名			
提 供 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地			
解 除 年 月 日	年 月 日		
解 除 の 理 由			
備考			
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3カ月以内に、宜野湾市長に対して審査請求をすることができます。（な お、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、 この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができな くなります。）			
2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 カ月以内に、宜野湾市長を被告として（訴訟において宜野湾市を代表する者は宜 野湾市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、 この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起す ることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該 審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内 に、処分の取消しの訴えを提起することができます。			